

意見書

令和 年 月 日

大原認定こども園 園長殿

クラス () 園児氏名 ()
保護者氏名 ()

以下は、「意見書」(医師による集団生活に支障がない状態になったことを証明し登園を認める)の提出が必要な感染症です。各項目について、医師に記入していただき登園時に提出してください。

| | |
|----------|-----------|
| 医療機関名 「 | 」 |
| 病 名 「 | 」 |
| 令和 年 月 日 | 登園を許可します。 |

| チェック | 病名 | 登園停止期間 |
|------|-----------------------|--|
| | はしか(麻疹) | 発疹に伴う熱が下がった後3日を経過を 経過したとき |
| | 三日はしか(風疹) | 発疹が消えていること |
| | 水ぼうそう | 全ての発疹がかさぶたになっていること |
| | おたふくかぜ (流行性耳下腺炎) | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日経 過し、かつ全身症状が良好になっていること |
| | 結核 | 感染の恐れがなくなるまで |
| | 流行性結膜炎熱 (プール熱) | 解熱し、主要症状がなくなった後、2日を経過してい ること |
| | 流行性角膜炎 (はやりめ) | 結膜炎の症状が消失し感染の恐れがなくなるまで |
| | 百日咳 | 特有の症状が無くなり、感染の恐れがなくなるまで |
| | 腸管出血大腸菌感染症 (O-157) | 医師より感染の恐れがないと認められるまで |
| | ヒトメタニューモウイルス | 咳、鼻水、発熱がなくなり医師より、感染の恐れがない と認められるまで |
| | その他 () | |

※感染力のある期間に配慮し、集団での生活が可能な状態になってから登園してください。

※医師が「意見書」の記入が難しい場合は、「登園届」を保護者の方に記入していただきます。